

折尾地区総合整備事業

区画整理ニュース

北九州市建築都市局折尾総合整備事務所

平成29年5月16日 第21号

〒807-0834北九州市八幡西区北鷹見町13-10オリオンプラザ2階 TEL:093(602)3108 e-mail: toshi-oriokukaku@city.kitakyushu.lg.jp

折尾土地区画整理審議会委員の選挙についてお知らせ

現在の委員は平成24年に選出され、平成29年8月21日に任期(5年)が満了します。折尾土地区画整理審議会の定数10人のうち、地権者の中から8名を選挙で選びます。

選挙権及び被選挙権

○投票できる人（選挙権）

平成29年6月5日現在、折尾土地区画整理事業の施行地区内に

- ・宅地を所有している方
- ・建物の所有を目的として宅地を借りている方

※借地権を登記されている方、または北九州市に借地権の申告手続きをして受理された方に限ります。

○立候補できる人（被選挙権）

投票できる人は立候補できません。

ただし、以下の方は、立候補できません。

- ①未成年者の方
- ②成年被後見人または被補佐人の方
- ③禁固以上の刑に処され、その執行中又はその執行猶予期間中の方

選挙人名簿の縦覧及び異議申立

今回の選挙に投票、または、立候補できる資格のある方を記載した名簿を「選挙人名簿」といいますが、この名簿の中に、ご自分の名前があるか、住所等が間違っていないか下記期間中にご確認下さい。

縦覧期間：**平成29年7月3日（月）から7月16日（日）まで**

縦覧時間：**午前8時30分から午後5時15分まで**

縦覧場所：**折尾総合整備事務所 区画整理事業課（土、日も行います）**

〒807-0834 北九州市八幡西区北鷹見町13-10オリオンプラザ2階（電話093-602-3108）

建築都市局 区画整理課（土、日は除きます）

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1（市庁舎13階）（電話093-582-2469）

立候補の受付

受付期間：**平成29年7月29日（土）から8月7日（月）まで**

受付時間：**午前8時30分から午後5時15分まで**

受付場所：**折尾総合整備事務所 区画整理事業課（土、日も行います）**

選挙日

選挙日：**平成29年8月20日（日）**

投票時間：**午前8時30分から午後5時15分まで**

投票場所：**折尾総合整備事務所 区画整理事業課**

※立候補者の数が定数を超えないときは、選挙を行いません

▶▶▶ 審議会委員選挙の日程と内容 ◀◀◀

5月16日(火) 選挙期日・選挙人名簿縦覧の公告

選挙（投票）日及び選挙人名簿の縦覧期間等を公告します。

6月4日(日) 借地権申告の締切日

新たに選挙権、被選挙権を得るための借地権の申告手続きの期限です。

6月5日(月) **選挙人名簿の作成基準日**

選挙権、被選挙権を有する地権者の名簿を作成する基準日です。

7月3日(月)～16日(日) 選挙人名簿の縦覧及び異議の申出

選挙人名簿の縦覧を行います。また、この期間中に異議の申出をすることが出来ます。

7月16日(日) 借地権権利変動届出書、相続届出書、共有代表者の選任通知書の提出締切日

北九州市に借地権権利変動届出書、相続届出書、共有者の代表者1名の選任通知書を提出すれば、選挙権、被選挙権が得られます。

7月28日(金) 選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告

選挙人名簿を確定します。

7月29日(土)～8月7日(月) 立候補の受付期間

立候補及び立候補推薦の届出を受付ます。

8月8日(火) 候補者の公告

候補者の資格等を確認のうえ、候補者の氏名等を公告します。

8月10日(木) 選挙場・投票時間・開票日時の公告

選挙の投開票の日時等を公告します。**立候補者の数が定数を超えないときは、選挙を行いません。**この場合は、立候補者が当選人となり、以降の手続きは変更となります。

8月20日(日) 代表者選任通知書の提出の締切日

北九州市に届出した代表者1名に選挙権が得られます。

8月20日(日) 選挙日（投票・開票）

8月22日(火) 当選人の公告、当選証書・委嘱状の交付



▶▶▶ 土地区画整理 (選挙に関する) のQ&A ◀◀◀

借地していますが登記をしていません。選挙権を得るためにはどうしたらよいか

新たに土地区画整理審議会委員の選挙権、被選挙権を得るためには、**6月4日(日)**までに、折尾総合整備事務所に「**借地権申告**」が必要です。借地権申告がない方は、借地権がないものとみなされ、選挙することができません。

なお、既に申告をした方で、借地権の移転、変更又は消滅の届出のないものは、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなされます。

つきましては、借地権申告の内容に変更がある方は、**7月16日(日)**までに、折尾総合整備事務所に「**権利変動届出書**」を提出してください。

宅地を相続したが、登記簿の名義は変更していません。選挙権を得ることができるか

7月16日(日)までに、折尾総合整備事務所に「**相続届出書**」を提出すれば、選挙権、被選挙権を得ることができます。

宅地及び借地権を共有しているが、共有者には全員に選挙権があるのか

全員にはありません。

共有者の中から一人選んで、**8月20日(日)**までに、北九州市折尾総合整備事務所に「**代表者選任通知書**」を提出すれば、選挙権を得ることが出来ます。

なお、**7月16日(日)**までに通知書を提出していただければ被選挙権も得ることができます。

地権者委員のうち宅地所有者と借地権者の割合はどうなるのか

地権者委員は **宅地所有者から選んでいただく委員**と**借地権者から選んでいただく委員** から構成され、その数の内訳は、それぞれの総数におおむね比例するように定め、選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告の日(平成29年7月28日)時点で確定します。

宅地の所有権と借地権の両方の権利をもっているが、選挙・被選挙権はどうなるのか

それぞれの権利につき選挙・被選挙権を有します。

ただし、宅地所有者から選出される委員と借地権者から選出される委員の候補者を兼ねることはできません。

公告はどこに掲載されるのか

公告は全て北九州市公報(以下「市公報」という。)で行います。

市公報は、市のホームページでご覧いただけます。

なお、急を要する場合で、市公報に間に合わない場合は、区役所等の掲示板に掲載します。

借家に住んでいるが選挙権・被選挙権を得られるのか

選挙権・被選挙権は借地権を持っている方になります。したがって**借家に住んでいる方は選挙権・被選挙権はありません。**

▶▶▶ 選挙に関する各種申告・届出について ◀◀◀

下記の申告・届出を期日までに行わない場合は、選挙権、被選挙権を得ることが出来ません。

●借地権申告

地区内に建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権の登記をしていない方は、借地権の申告が必要となります。

一定期間【6月5日(月)～7月28日(金)】を除き、事業を行っている期間は申告できます。ただし、今回の選挙権、被選挙権を得るためには、6月4日(日)までに申告が必要です。

●権利変動届出【締切日：7月16日(日)】

既に借地権等の申告をされた方で、借地権の移転、変更又は消滅の届出をしていない場合は、権利変動の届出が必要です。

●相続届出【締切日：7月16日(日)】

施行地区内にある宅地の所有者(登記簿の名義人)が既に亡くなっていて、まだ相続登記をしていない場合は、相続人の代表者の届出が必要です。

●共有名義の宅地及び借地権の代表者の届出

【選挙権、被選挙権を得る場合の締切日：7月16日(日)】

【選挙権のみ得る場合の締切日：8月20日(日)】

宅地及び借地権が共有の場合は、共有者の中から代表者1人を選任し、代表者の届出が必要です。

- ◆借地権申告、権利変動届出、相続届出、共有名義の土地等の代表者の届出等の用紙は折尾総合整備事務所にあります。
- ◆今回の選挙について、ご不明な点がございましたら、遠慮なく折尾総合整備事務所・区画整理事業課にお問合せ下さい。

***** お願い *****

■事業説明会や戸別訪問などにより、事業についての情報提供を行っております。質問や心配事等がありましたら、お手数ですが

折尾総合整備事務所 区画整理事業課

【電話：093-602-3108】

まで連絡をお願いいたします。担当職員が訪問して説明します。

お問合せは

折尾総合整備事務所 区画整理事業課

電話：093-602-3108 e-mail：toshi-oriokukaku@city.kitakyushu.lg.jp